

入 札 説 明 書

令和8年4月10日
京 都 府 教 育 庁
指 導 部 高 校 教 育 課

京都府奨学のための給付金及び府立高等学校学習用端末購入費補助金申請書等審査・入力業務に係る入札公告(令和8年4月10日付け京都府教育委員会ホームページに公報。以下「公告」という。)に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年4月10日

2 契約担当者

京都府教育委員会教育長 前川 明範

3 担当部局名

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係
電話 (075)414-5043 / FAX (075)414-5059

4 入札に関する事項

(1) 業務の名称及び数量

京都府奨学のための給付金及び府立高等学校学習用端末購入費補助金申請書等審査・入力業務 一式

(2) 業務の仕様等

仕様書のとおり。

(3) 委託期間

令和8年5月18日から令和9年1月29日まで

(4) 納入場所

京都府教育庁指導部高校教育課

5 契約条項を示す場所

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係

6 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時

令和8年4月17日(金) 午後2時から

(2) 場所

京都府庁旧本館第1会議室

7 入札参加者の資格

入札の参加者は、次の(1)から(10)までのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (3) 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)の提出期間の属する年の4月1日をいう。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
- (4) 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。)
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。)
- (8) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされた者
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者
- (10) 6の入札説明会に出席しない者

8 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 申請書の提出期間等
令和8年4月10日(金)から令和8年4月22日(水)まで(日曜日・土曜日を除く。)とする。
- (2) 提出場所
5に同じ。
- (3) 提出方法
 - ア 持参による提出の場合

提出期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に来庁すること。

- イ 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期限内に必着のこと。

(4) 添付書類

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- ア 商業登記事項証明書の写し
- イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書(第2号様式)
- ウ 消費税及び地方消費税納税証明書
- エ 営業経歴書(第3号様式)
- オ 営業実績調査
- カ 財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書)
- キ 取引使用印鑑届(第4号様式)
- ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状(第5号様式)及び受任者の身分証明書の写し
- ケ 返信用封筒(第一種定型郵便物の封筒に住所、氏名を記入し、110円切手を貼付したもの)
- コ 一般競争入札参加資格審査申請書類調書(第6号様式)

(5) 資料等の提出

申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るために、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 参加資格を有する者の名簿への登載

参加資格があると認定された者は、京都府奨学のための給付金及び府立高等学校学習用端末購入費補助金申請書等審査・入力業務委託に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

10 参加資格結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10による資格審査の結果を通知した日から令和9年3月31日までとする。

12 参加資格審査申請書記載事項の変更

申請書を提出した者(9の名簿に登載されなかった者を除く。)は次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(第8号様式)により当該変更に係る事項を京都府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地

(3) 資本金又は代表者の氏名

13 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからイまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（7の(1)から(10)までのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

イ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(第9号様式。以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証明する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知するものとする。

14 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を有しないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、虚偽の報告等をし、又は理由なく期日までに履行できなかった者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知するものとする。

15 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年5月1日(金) 午後2時

イ 場所

京都府庁3号館第7会議室

(2) 入札の方法

ア 入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の名称、

代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印(外国法人にあっては、代理者の署名をもって代えることができる。以下同じ。)をしておかななくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその商号又は名称)及び「京都府奨学のための給付金及び府立高等学校学習用端末購入費補助金申請書等審査・入力業務入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がない場合で直ちに再度の入札を行うときは、この限りでない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 一般競争入札参加資格審査結果通知書(第7号様式)又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかななければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者又はその代理人が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、その者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係るのある職員(以下「関係職員」という。)に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係るのない職員(以下「立会職員」という。)を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外は入場することができない。

(9) 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のアからケまでのいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

- ア 7に掲げる資格のない者のした入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札
- カ 同じ入札に2以上の入札(他の代理人としての入札を含む。)をした者のした入札
- キ 入札に関し不正な利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
- ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

16 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

17 入札保証金

免除する。

18 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

19 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払い保証とした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

20 契約書の作成の要否

要する(別紙契約書案により作成するものとする。)

21 入札の執行

本件入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

22 その他

- (1) 1 から21までに定めるもののほか、規則に定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (3) 入札者は、入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。